

平成27年 7月22日

草津市議会議長 棚橋 幸男 様

草津市議会会派 新生会

会長 木村 辰巳

会派行政視察結果について、下記のとおり報告書を提出いたします。

記

1. 期 間 平成27年7月7日(火) ~ 平成27年7月8日(水)

2. 日 程

7月7日(火) 要請・陳情活動 午後2時~午後4時

草津市公共下水道接続事業について

7月8日(水) 要請・陳情活動 午前10時~正午

指定管理者制度導入後の隣保館に対する補助金の交付について

3. 参加者 新生会 木村 辰巳 中村 孝蔵

4. 視察報告書

別紙のとおり

新生会要請・陳情活動報告書

【報告者】

草津市議会会派 新生会

木村 辰巳

このたびの要請・陳情活動につきまして、下記の通り、報告します。

記

要請・陳情活動の概要

1. 日 時 平成27年7月7日(火) 午後2時 ~ 午後4時

2. 要請・陳情の相手ならびに場所

相手方 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課長 増田隆司 氏
同課課長補佐 水田健太郎 氏

場 所 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

紹介代議士 武村 展英 衆議院議員

随 行 奥田 繁男 氏(武村 展英 衆議院議員 秘書)

川野 富義 氏(二之湯 武史 参議院議員 秘書)

3. 要請・陳情項目

「草津市公共下水道接続事業について」

4. 要請・陳情活動の目的

農業集落排水処理施設(6地区)の老朽化の課題解決等に向けて、公共下水道への接続を早期に完遂するため、社会資本整備総合交付金の配分について、特段の配慮をお願いすることにより、本市の重要計画をスムーズに実現していくことを目的に要請・陳情活動を実施した。

5. 参加者 草津市議会会派 新生会

木村 辰巳 中村 孝蔵

要請・陳情活動の内容

当市における農業集落排水の人口普及率は、約4%であり、公共下水道と合わせると99.5%になる。農業集落排水6処理施設は、処理場設置後18年から27年が経過しており、施設機器の老朽化が著しく、施設の故障が頻発している状況であることから、年々修繕箇所数、修繕費が増加している。更には設備の修繕費用が発生することが予想され、下水道経営に影響を及ぼすとともに、維持管理費が使用料収入を大きく上回り、使用料収入の増加が見込めず不経済である。

経済比較すると、公共下水道に接続した場合の年当たりの費用は、約1億1千万円で接続しない場合は年当たり約1億8千万円となり、公共下水道への接続の方が年当たり約7千万円の経費の節約ができる。

また、農業集落排水の事業制度により生活排水以外は取り込めないため、小学校や工場を含む約50箇所の事業所系排水が接続できない状況である。公共下水道に接続することにより、これら未接続区域（公共下水道計画区域）の解消を図ることができる。

環境面においては、処理場6施設の内、窒素やリンの除去を目的とする高度処理施設も3施設しかなく、公共水域（琵琶湖）の水質の悪化につながっている。公共下水道に接続することにより、湖南中部浄化センターで一元的に高度処理を行うことができ、琵琶湖の水質を保全し自然環境の負担にならないようすることができる。

これらのことから、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続に係る社会資本整備総合交付金の配分について、特段の配慮をお願いした。

要請・陳情活動を終えて（所感）

今回の要請・陳情活動において、国土交通省にはとりわけ琵琶湖への環境面での影響を強く申し上げた。結果、国土交通省としても事業の重要性を理解されたところであり、来年度以降の接続工事における予算について御配慮をいただけるということであった。

このことを受け、本市としては、平成31年末の公共下水道接続に向け、本年度は基本設計、実施設計、土質調査を進めているが、当事業の早期完遂に向けての取り組みが必要であり、議会としてもその進捗について注視してまいりたい。

要請書

別添のとおり

新生会要請・陳情活動報告書

【報告者】

草津市議会会派 新生会
木村 辰巳

このたびの要請・陳情活動につきまして、下記の通り、報告します。

記

要請・陳情活動の概要

1. 日 時 平成27年7月8日(水) 午前10時 ~ 正午

2. 要請・陳情の相手ならびに場所

相手方 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課長 金井 正人 氏
同課生活改善係長 田中 孝平 氏

場 所 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

紹介代議士 武村 展英 衆議院議員

随 行 奥田 繁男 氏(武村 展英 衆議院議員 秘書)

川野 富義 氏(二之湯 武史 参議院議員 秘書)

3. 要請・陳情項目

「指定管理者制度導入後の隣保館に対する補助金の交付について」

4. 要請・陳情活動の目的

同和対策事業に係る隣保館の運営補助金について、現在市内4館のうち2館に指定管理者制度を導入しているが、指定管理者制度の導入後においても交付対象とされるよう、特段の配慮をお願いすることにより、本市の事業をスムーズに運営していくことを目的に要請・陳情活動を実施した。

5. 参加者 草津市議会会派 新生会

木村 辰巳 中村 孝蔵

要請・陳情活動の内容

同和対策にかかる隣保館については、国の地域改善事業補助金の交付を受けながら安定的に運営してきた。

しかしながら、平成19年の厚生労働省の地域福祉課長補佐の「隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて」の通知により、隣保館運営に指定管理を導入した場合、公設民営の隣保館と位置づけられ、補助金の交付の対象とならなくなった。

指定管理者制度を導入して、地域の実情を知る住民等が隣保館を運営することは、より効率的・効果的な隣保館運営が期待でき、国の隣保館設置運営要綱が目指す「開かれたコミュニテ

ィーセンター」としての機能が発揮できるものと考えられる。

また、指定管理導入後も補助金の交付対象となることにより、引き続き、安定した隣保館運営が可能となる。

したがって、補助の対象となるかどうかについては、一概に管理形態で判断するのではなく、実際の業務内容により判断できるよう、交付要件の緩和について、特段の配慮をお願いした。

要請・陳情活動を終えて（所感）

厚生労働省の意向としては、当該補助の要件は公設公営が原則としており、隣保館運営についての行政の関与の有無により判断されていることから、平成19年の通知のとおり、指定管理者制度導入の場合は交付対象外とされたとのことであった。

しかしながら、当方としては、指定管理者制度の導入により、隣保館の設置目的をより充足できるものであると認識しており、今後も当制度のもとで円滑な事業運営が図られるよう望むところである。

要請書

別添のとおり